

要望と提案に関わる行政動向（品確法の概要）

はじめに

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正品確法」という）」が令和元年6月14日に公布・施行されました。改正前の品確法では発注者の責務として予定価格の設定等を定めるほか、多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、行き過ぎた価格競争の是正を図ってきました。

一方、建設業を取り巻く環境は大きく変化し、特に頻発・激甚化する災害対応の強化、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性向上が急務となっております。また、公共工事の品質確保を図るためには、工事の前段階に当たる調査・設計においても公共工事と同様の品質確保を図ることも重要な課題となっております。

こうした環境の変化や課題に対し、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、品確法が改正されました。

また、改正品確法の理念を現場で実現するための「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下、「基本方針」という）や「発注関係事務の運用に関する指針」（以下、「運用指針」という）も併せて改正されています。

本資料では、要望と提案の根幹をなす品確法や基本方針、運用指針の概要を紹介いたします。

品確法（令和元年6月14日公布・施行）

品確法改正の理念を現場で実現するため、基本方針や発注者共通の運用指針についても改正

基本方針（令和元年10月18日閣議決定）

- 公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する基本的方針を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って必要な措置を講ずる努力義務

運用指針（令和2年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議、令和2年4月運用開始）

- 発注者が自ら発注体制や地域の実情に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

[出典] ■国土交通省 品確法の改正 http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000177.html

1. 品確法の概要（令和元年6月14日公布・施行）

品確法の改正の柱は次のとおりであり、調査等の品質が公共工事の品質を確保を図る上で重要であることから、「調査・設計の品質確保」が位置づけられました。

○災害時の緊急対応の充実強化

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備を実現するため、発注者の責務を規定。

○働き方改革への対応

適正な請負代金・工期による請負契約等を実現するため、発注者の責務（適正な工期の設定や施工時期平準化への取り組み等）や受注者の責務（下請契約締結）を規定。

○生産性向上への取り組み

受注者・発注者の責務として情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上を規定。

○調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断含む）及び設計）について広く本法律の対象と位置づけ。

2. 基本方針の概要（令和元年10月18日閣議決定）

改正品確法が成立したことを踏まえ、公共工事の発注者等が講ずべき具体的な措置について定める基本方針も併せて改正となりました。基本方針改正の全体像は次のとおりです。

改正の全体像	
※改正事項は、改正法の4本柱に対応して色分けして記載	
第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項	
- 災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備 - 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した請負代金・適正な工期等を定める公正な請負契約の締結	- 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上 - 公共工事に関する調査等の品質確保が公共工事の品質確保を図る上で重要
第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針	
発注関係事務の適切な実施	受注者等の責務に関する事項
- 災害時の緊急性に応じた随意契約・指名競争入札の活用 - 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時の発注者の連携 - 災害時の見積り徴収の活用 - 法定福利費・補償に必要な保険料及び工期を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定 - 施工時期の平準化に向けた繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表 - 休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定 - 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用	- 市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結 - 情報通信技術の活用等による生産性の向上
	工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項
	工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価における情報通信技術の活用
	調査等の品質確保に関する事項
	- 調査等における発注関係事務の適切な実施（予定価格の適正な設定、実施の時期の平準化、適正な履行期の設定等） - 調査等における受注者等の責務に関する事項（適正な請負代金・履行期による下請契約の締結、生産性の向上等） - 調査等の性格等に応じた入札及び契約の方法（プロポーザル方式の選択等）

基本方針の中で、「調査等の品質確保に関する事項」として「(1)調査等における発注関係事務の適切な実施」「(2)調査等における受注者等の責務に関する事項」「(3)調査等の性格等に応じた入札及び契約の方法」について記載されています。

このうち、「(1)調査等における発注関係事務の適切な実施」には、発注者は「①予定価格の適切な設定」「②災害時の緊急対応の充実強化」「③ダンピング受注の防止」「④計画的な発注、実施の時期の平準化」「⑤適正な履行期の設定および適切な設計変更」等に留意した発注がなされるよう必要な措置を講ずるものとしています。

【出典】 ■国土交通省 品確法基本方針 : https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000650.html

3. 運用指針の概要

（令和2年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議、令和2年4月運用開始）

運用指針は、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として体系的にとりまとめており、主なポイントは右図のとおりです。測量、調査及び設計についても必ず実施すべき事項等の明記がなされています。

なお、国は発注関係事務が適切に実施されているかについて、毎年調査を行い、その結果を公表するものとしています。

【出典】 ■国土交通省 品確法運用指針 : http://www.mlit.go.jp/tec/tec_reiwaunyoshishin.html

	工事	測量、調査及び設計【新】
必ず実施すべき事項 実施に努める事項 災害対応	① 予定価格の適正な設定 ② 歩切りの根拠 ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ④ 施工時期の平準化【新】 ⑤ 適正な工期設定【新】 ⑥ 適切な設計変更 ⑦ 発注者間の連携体制の構築	① 予定価格の適正な設定 ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ③ 履行期間の平準化 ④ 適正な履行期間の設定 ⑤ 適切な設計変更 ⑥ 発注者間の連携体制の構築
	① ICTを活用した生産性向上【新】 ② 入札契約方式の選択・活用 ③ 総合評価落札方式の改善【新】 ④ 見積りの活用 ⑤ 余裕期間制度の活用 ⑥ 工事の施工状況の確認【新】 ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化	① ICTを活用した生産性向上 ② 入札契約方式の選択・活用 ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用 ④ 履行状況の確認 ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化
	① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用 ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入 ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携	

Association of Water and Sewage Works Consultants Japan



公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会（通称：水コン協 AWSJCJ）

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里五丁目26番8号 スズヨシビル7階

TEL : 03 (6806) 5751 FAX : 03 (6806) 5753 <https://www.suikon.or.jp>

豊かな地球 水のある暮らし — 私たちの原点です